

快適で安全な生活を送るため 上・下水道へ接続を

《上水道のススメ》

水は飲み水としてだけでなく、炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレで使用するなど、私たちの毎日の暮らしを支えるとても大切なものです。

上三川町の水道は、地下50～170mのところにある良質な地下水を水源としています。くみあげられた地下水は、水道水としての安全を確保するため、定期的な水質検査を行い、適切な管理のもとでいつでも安全な水をみなさまにお届けしています。

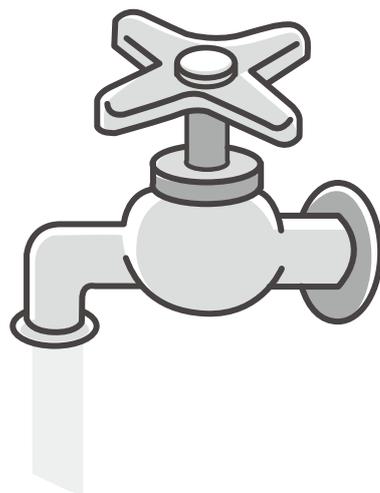
水は毎日使い続けるものですので、安全で安心な町上水道への加入をおすすめします。

《下水道のススメ》

下水道は、みなさまの健康で快適な生活を確保するとともに、河川や農業用排水路の水質をきれいに保つためにはなくてはならない施設です。下水道に接続することにより、河川の水やまちがきれいになります。

また、下水処理場からの放流水は、きれいな水質を確保するために毎月検査を行っています。

炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどの排水は日常生活で必ず発生するものです。良好な生活環境を保つためにも、町下水道への加入をおすすめします。



▶ 問い合わせ先＝上水道業務係 ☎ 56 9 1 6 8
下水道業務係 ☎ 56 9 1 6 7

児童手当・特例給付現況届について

児童手当等を受けている方が続けて手当を受けるためには、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。「現況届」の用紙は該当者に6月中旬頃に郵送します。

この届は、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当等を引き続き受ける権利があるか確認するために行うものです。この届を提出しなかった場合、6月以降の児童手当等が受けられなくなりますので、必ず提出してください。新型コロナウイルス感染症防止のため、現況届と一緒に同封されている封筒を使用し、郵送でご提出ください。また、マイナンバーポータル(※)での電子申請も可能です。マイナンバーポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。ご利用いただくには、マイナンバーカードが必要となります。

▼ 提出期限 6月30日(火)
▼ 現況届に必要な書類 必要な書類は受給者(保護者)によつて異なります。

● 受給者(保護者)の健康保険証のコピー(厚生年金等加入者のみ)

上三川町の国民健康保険証の方は、国民年金加入者のためコピーは不要です。

● 印かん(押印)

※その他必要に応じて提出する書類がある場合がありますので、詳しくはお手元に届く現況届等でご確認ください。

※ご不明な点は左記の問い合わせ先までご連絡ください。

▼ 問い合わせ先

子ども家庭課 子育て係
☎ 56 9 1 3 0

対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】
無料・出張相談にも応じます。



司法書士
ゆい総合法務事務所

上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士

6月1日(月)から7日(日)までの1週間は「第62回水道週間」です。

「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

一人ひとりが節水を心がけ、安全で良質な町上水道をご利用ください。

町上水道の新設や改造等は、町指定の給水装置工事業者でなければ工事を行うことができません。工事を行う際には、町指定工事業者に直接ご依頼ください。町指定工事業者については、上下水道課で確認できるほか、町ホームページにも掲載しています。

水道料金や水道加入金等については、上下水道課へお問い合わせください。

▶お問い合わせ先=上下水道課 上水道業務係 ☎9168

農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します。

▼日時 6月9日(火)・10日(水) 午前8時30分～午後3時まで

※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みは極力ご遠慮ください。

▼内容 〓

9日(火)

- ① 農業用ポリエチレン(スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカーエー ス・ユーラックなど)
- ② グリーン、黒マルチなど
- ③ 灌水チューブ
- ④ ポリエチレン素材のみの肥料袋
- ⑤ 農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

10日(水)

- ⑥ 農業用ビニール(クリンエース・キラナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キラサラバなど)

※種類ごとに回収を実施します。必ず①～⑥にそれぞれ必ず分別のうえつづら折りにし、同質材のヒモではずれないよう2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等針金などがついている場合は必ず取り除いてください。

▼場所 〓JAうつのみや上三川野菜集荷所

▼処理負担金 〓70円/kg。100円未満は切り捨て。回収時に現金支払いになります。

▼その他 〓委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼新型コロナウイルスの影響により中止になる場合がございますのでご了承ください。

▼問い合わせ先 〓JAうつのみや上三川野菜集荷所 ☎6688

農政課 農産園芸係 ☎9138